

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(申告書)</p> <p>第二十八条 法第三十九条第一項の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とし、同条第二項の環境省令で定める事項は、第一号から第三号までに掲げる事項とする。</p> <p>一 船舶所有者（法第三十五条第二項に規定する船舶所有者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所又は所在地</p> <p>二 法第三十七条第二項に規定する賃金の総額</p> <p>三 法第三十七条第二項の一般抛出台率</p> <p>四 その他参考となるべき事項</p> <p>(第二項一般抛出台の充当)</p> <p>第二十九条 機構は、法第三十九条第四項の規定により、未納の第二項一般抛出台（法第三十七条第二項の第二項一般抛出台をいう。以下同じ。）その他法の規定による徴収金に充当したときは、その旨を船舶所有者に通知しなければならない。</p> <p>(船舶所有者が申告した第二項一般抛出台の延納の方法)</p> <p>第三十条 法第三十九条第一項の規定により納付すべき第二項一般抛出台の額が二十万円以上である船舶所有者は、同項の申告書を提出する際に法第四十条の規定による延納の申請をした場合には、その第二項一般抛出台を、四月一日から七月三十一日まで、八月一日から十一月三十日まで及び十二月一日から翌年三月三十一日までの各</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>期に分けて納付することができる。</p> <p>2 前項の規定により延納をする船舶所有者は、その第二項一般拠出金の額を期の数で除して得た額を各期分の第二項一般拠出金として、最初の期分の第二項一般拠出金についてはその年度の初日から五十日以内に、八月一日から十一月三十日までの期分の第二項一般拠出金については八月三十一日まで、十二月一日から翌年三月三十一日までの期分の第二項一般拠出金については十一月三十日まで、それぞれ納付しなければならない。</p> <p>(機構が決定した第二項一般拠出金の延納の方法)</p> <p>第三十一条 前条の規定は、法第三十九条第三項の規定により納付すべきその不足する第二項一般拠出金に係る法第四十条の規定による延納について準用する。この場合において、前条第一項中、「法第三十九条第一項」とあるのは、「法第三十九条第三項」と、「同項の申告書を提出する際」とあるのは、「第二項一般拠出金を納付する際」と、「同条第二項中、「その年度の初日から五十日以内」とあるのは、「法第三十九条第二項の規定による通知を受けた日から十五日以内」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項の規定により延納をする船舶所有者は、最初の期分以外の各期分の第二項一般拠出金のうち、同項の規定により読み替えて準用する前条第二項の規定による納期限が最初の期分の第二項一般拠出金の納期限より先に到来することとなるものについては、同項の規</p>	<p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>定にかかわらず、最初の期分の第二項一般拠出金の納期限までに、最初の期分の第二項一般拠出金とともに納付するものとする。</p> <p>(特別拠出金の充当)</p> <p>第三十二条 機構は、法第四十九条第三項の規定により、未納の特別拠出金その他法の規定による徴収金に充当したときは、その旨を特別事業主(法第四十七条第一項の特別事業主をいう。以下同じ。)に通知しなければならない。</p> <p>(特別拠出金の延納の方法)</p> <p>第三十三条 法第四十九条第一項の規定により納付すべき特別拠出金の額が二十万円以上である特別事業主は、特別拠出金を納付する際に法第五十条において準用する法第四十条の規定による延納の申請をした場合には、その特別拠出金を、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで、十月一日から十二月三十一日まで及び翌年一月一日から三月三十一日までの各期に分けて納付することができる。</p> <p>2 前項の規定により延納をする特別事業主は、その特別拠出金の額を期の数で除して得た額を各期分の特別拠出金として、最初の期分の特別拠出金については法第四十九条第一項の規定による通知を受けた納期限までに、その後の各期分の特別拠出金についてはそれぞれその期の初日の属する月の翌月十五日までに納付しなければならない。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>3 第一項の規定により延納をする特別事業主は、最初の期分以外の各期分の特別拠出金のうち、前項の規定による納期限が最初の期分の特別拠出金の納期限より先に到来することとなるものについては、同項の規定にかかわらず、最初の期分の特別拠出金の納期限までに、最初の期分の特別拠出金とともに納付するものとする。</p> <p>第三十四条 前条の規定は、法第四十九条第三項の規定により納付すべきその不足する特別拠出金に係る法第五十条において準用する法第四十条の規定による延納について準用する。この場合において、前条第一項及び第二項中「法第四十九条第一項」とあるのは、「法第四十九条第三項」と読み替えるものとする。</p> <p>(第二項一般拠出金等の申告及び納付)</p> <p>第三十五条 法第三十九条第一項に規定する申告書は、機構に提出しなければならない。</p> <p>2 第二項一般拠出金、特別拠出金その他法の規定による徴収金は、機構に直接納付する場合のほかは、金融機関に設けられた機構の口座に払い込むことによって納付しなければならない。</p> <p>3 第二項一般拠出金、特別拠出金その他法の規定による徴収金の納付は、納入告知書に係るものを除き納付書によって行わなければならない。</p> <p>4 法第三十九条第二項並びに法第四十九条第一項及び第二項の規定による通知は、納入告知書によって行わなければならない。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>(滞納処分証明書)</p> <p>第三十六条 法第四十一条第四項(法第五十条において準用する場合を含む。)の規定による滞納処分のため財産の差押えをするときは、差押えをする機構の職員は、その行為に關し正当な権限を有する者であることを示す様式第二による証明書を提示しなければならぬ。</p> <p>(公示送達の方法)</p> <p>第三十七条 法第四十四条(法第五十条において準用する場合を含む。)の規定により国税徴収の例によることとされる第二項一般拋出金、特別拋出金その他法の規定による徴収金に關する公示送達は、機構の理事長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を機構の掲示場に掲示して行つ。</p> <p>(証明書の様式)</p> <p>第三十八条 法第四十五条第二項の規定により携帯すべき証明書は、様式第三によるものとする。</p> <p>2 法第五十条において準用する法第四十五条第二項の規定により携帯すべき証明書は、様式第四によるものとする。</p> <p>3 法第五十五条第二項において準用する法第四十五条第二項の規定により携帯すべき証明書は、様式第五によるものとする。</p> <p>4 法第五十六条第二項において準用する法第四十五条第二項の規定により携帯すべき証明書は、様式第六によるものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(証明書の様式)</p> <p>第二十八条 (新設)</p> <p>法第五十五条第二項において準用する法第四十五条第二項の規定により携帯すべき証明書は、様式第二によるものとする。</p> <p>2 法第五十六条第二項において準用する法第四十五条第二項の規定により携帯すべき証明書は、様式第三によるものとする。</p>

<p>改 正 案</p>	<p>(書類の保存義務) 第三十九条 船舶所有者若しくは特別事業主又は船舶所有者若しくは特別事業主であつた者は、法又はこの省令による第二項一般拠出金又は特別拠出金に関する書類を、その完結の日から三年間保存しな ければならない。</p>
<p>現 行</p>	<p>(新設)</p>